# 地域建設業将来展望

(全建70周年展望)

大転換期の地域建設業は自ら未来をどう切り拓くのか

平成 30 年 5 月

一般社団法人 全国建設業協会

# 地域建設業将来展望(全建70周年展望) 大転換期の地域建設業は自ら未来をどう切り拓くのか

# 目 次

序		1
1	地域建設業を取り巻く現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 3
	(1)建設投資(仕事量)の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 3
	(2)企業経営の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(3) 担い手確保・育成状況と現場の労働・安全衛生環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 5
	(4)生産性向上に対する取組状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(5)発注者、協業仲間、協力企業等との関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2	地域建設業に期待される役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 11
	(1)良質な住宅・社会資本の形成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	(2)地域に精通した建設プロフェッショナルとしての安全・安心の確保 ・・・・・・	11
	(3)地域活性化・地方創生の主体としての事業提案・創造 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(4)従業員を育て、雇用を守り、生涯を託せる職場の提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	(5)経済・社会活動による地域経済社会への貢献 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
3	地域建設業の活躍が期待される建設市場のこれから・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	(1)決して甘くはないが、必ず必要であり、新しく事業拡大が期待できる	
		· 15
	(2) 国土の強靱化、既存の社会資本維持・更新に伴う大きな建設需要の存在・・・・・	. 16
4	地域に求められ続ける地域建設業であるために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 19
7	(1)地域建設企業力を最大限発揮、活用した事業展開を図ること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2)確固たる経営基盤を構築すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
_		
5	- SALDER CALL ALL ALL ALL ALL ALL ALL ALL ALL AL	
	(1) 都道府県建設業協会の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2)全国建設業協会の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2/
結	v	30
( =	参考)	
	· 検討経緯 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	31
	・名簿(将来展望策定専門委員会・総合企画委員会・役員)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	・地域建設業将来展望(全建70周年展望)概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	・資料編	
G	注)本文については、序及び結びを除き勘称、勘語表現を省かせていただくことをご理解下さ	5 L.)

地域建設業は、今、否応なく大転換期に立たされている。

もとより地域建設業は、良質なインフラ整備や維持管理をとおして、地域の生活環境向上や 活性化を図る上で不可欠な存在である。また、地域の雇用を支え、自然災害等の発生時には、 危険を顧みず、昼夜を問わず被災箇所などの応急対応を行い、地域の安全・安心を確保する役 割を果たすとともに、地方創生等でも積極的に役割を果たすことが期待されている産業であり、 こうした活動を通じて、地域に貢献していくことが地域建設業に与えられた使命であり、自ら の誇りでもある。

こうした地域建設業を取り巻く環境を見たとき、我が国人口の減少<sup>1</sup>という大転換期が既に始まっており、これは、地域建設業に対しても大転換を迫るものとなっている。

若者、生産年齢人口が減少<sup>2</sup>する中で、産業間では熾烈な人材獲得競争が既に始まっており、 建設業就業者の高齢化の危機的な進行状況を見たとき、働き方改革を進め、明日の建設業の担 い手を確保していくことは、地域建設業が生き残るための絶対的な必要条件となっている。

また一方で、IoT 等情報通信技術の発達がもたらす情報の様々なつながりにより新たな付加価値が創出される第4次産業革命の始まりは、産業・社会生活等に大転換をもたらしつつあり、ロボット、AI、ビッグデータ等に見られるように、イノベーションの進展に伴って従来の産業構造や就業構造を劇的に変えつつある。

第4次産業革命のうねりは、地域建設業に対しても、好むと好まざるとに拘わらず、大転換を迫るものであり、すべての建設生産プロセスでICT等を賢く活用し、生産性を如何に高めていくか、生産年齢人口の減少をどれだけカバーできるかは、地域建設業の今後の命運を左右するものと言える。

このように、大規模災害発生時期などを除き、我が国が歴史上初めて経験する長期の人口減、 生産年齢人口減の時代は、また同時に、今まで経験したことのない新たな産業革命の時代でも あり、地域建設業は今まさに大転換の時を迎えている。

さらに、地球温暖化が要因と考えられる豪雨災害の増加や、近い将来発生が懸念される首都 直下地震、南海トラフ地震など、凶暴化する自然現象や大災害のリスクに晒されている我が国 が、厳しい国際競争に打ち勝っていく上で、諸外国に比べて様々なインフラ整備で遅れをとっ ているといわざるを得ない現状を考えたとき、社会資本整備で今やるべきことは山積している。

<sup>1 【</sup>統計】総務省「住民基本台帳に基づく人口動態」(2016年1月1日~12月31日)

<sup>▶</sup>人口は前年比 30 万人減少。出生数は 98 万人となり昭和 54 年の調査開始以降、初めて 100 万人を切った。 一都三県(埼玉・千葉・神奈川県)と沖縄県のみ人口増。

<sup>2 【</sup>統計】総務省「国勢調査」(2015年まで)、

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2020年以降)

<sup>≫</sup>生産年齢人口(15~64歳)は2015年に7,592万人。その後、減少を続け、2065年には4,530万人となる。

また、新たな産業革命下の超スマート社会実現のために必要となる建設投資も多く存在する。

地域建設業を取り巻くこうした環境下にあって、良質な住宅・社会資本を形成し、地域に暮らす人々の安全・安心の守り手たる地域建設業が、将来に亘って自らの役割を果たしていくためには、この大転換期を果敢に乗り切り、力強く発展していかなければならない。

危機ともいうべき激動の大転換期を、受動的な対応ではなく、自ら変革の好機に変えるべく 積極的にチャレンジしながら、地域建設業の魅力を発信し、担い手の確保・育成を図り、様々 な分野で期待される役割を果たしていくことにより、地域建設業の新時代を切り拓き、築いて いくことが求められている。

2018年、全国建設業協会(以下、「全建」という。)は設立70周年の節目を迎える。正にこの時期は、地域建設業界の大転換期に重なっている。

地域建設業が果たすべき役割は、これからの 10 年、20 年、更にその先も、間違いなく続くものであり、地域建設業に与えられた使命は、これからもしっかりと果たし続けなければならない。

お客様からは、良質な仕事の完成を通じて「信頼できる地域建設業」との評価がいただけるよう、また、日々の様々な活動を通じて、地域の方々、国民の皆様からは「頼れる地域建設業」との評価と信頼がいただけるよう、更には、自らその社会的使命・役割をこれからもしっかりと果たしていけるようにしなければならない。そのために、地域建設業は今何をすべきか、何を必要としているのか、自らどう変わろうとしているのか、どう変わらなければ生き残れないかを、大転換期にある今、全建としてとりまとめ、明らかにすることは、地域建設業に直接携わっておられる方々は勿論、大切なお客様はじめ、地域建設業と多少なりとも関係を持っておられる皆様にも大きな意味を持つものと確信する。

こうした観点から、地域建設業に携わっておられる方々に対しては大転換期の羅針盤として、また、地域建設業に関係を持っておられる皆様に対しては、地域建設業が目指す姿を明らかに する対外的メッセージとして、この将来展望を策定するものである。

# 1 地域建設業を取り巻く現状

地域建設業の将来を展望するに当たり、地域建設業を巡る様々な観点から、その現状等についてここで整理する。

# (1)建設投資(仕事量)の状況

我が国の建設投資額は、1992 年度の約84兆円をピークに、2010年度には約42兆円と半分まで落ち込み、そのうち、政府投資は、1995年度の約35兆円をピークに、2008年度には約17兆円とこちらも半分以下にまで落ち込んだ。その後、下げ止まったとはいえ、財政制約下にある国、都道府県、市町村、独立行政法人等の政府建設投資は、ピーク時と比較し大幅減のまま推移している。

その結果、いつ発生しても不思議ではない大規模地震災害等に備えるとともに、地域活性 化・地方創生のために必要なインフラ整備や、国際競争にも打ち勝つために今必要とされてい るインフラ整備などが遅延し、大規模な自然災害の発生や国際競争力の低下などに伴い、大き な人的・経済的損失の発生も懸念されている。<sup>3</sup>

主要河川の堤防等の整備率の低さや、車両台数当たりの高速道路延長の短さ、港湾における 大水深コンテナターミナルの少なさ等がこれまでも指摘されてきたとおり、欧米諸国、近隣諸 国のインフラ整備水準と比較して見たとき、見劣りするものが多く、このままでは厳しい国際 競争に勝ち残れず、諸外国のインフラ整備の進捗状況に鑑みれば、インフラ後進国になるおそ れすらある。<sup>4</sup>

また一方では、民間事業者による投資も都市部に偏り、結果として、国際的大都市とそれ以外の地域との地域間格差の拡大、さらには、都道府県内の地域間格差も拡大している。

前払金保証事業会社の「建設業景況調査」によれば、建設企業の景況感は、アベノミクススタート時に、長く続いたマイナス(悪い状態)を脱し、一時的にプラス(良い状態)に転換したものの、その後は再びマイナスが基本的に継続している。

# 4 主要国のインフラ整備比較

>堤防等整備率(平成27年度国土交通白書)

河川整備計画に基づき、必要となる堤防等のうち、整備されている堤防等の割合。 英国とフランスが 100%、米国約 93%なのに対し、日本は約 69%と低水準。

▶1 万台当たり高規格幹線道路延長(平成 27 年度国土交通白書) ドイツ 2.69 km、フランス 3.01 km、米国 4.15 kmなのに対し、日本は 1.40 kmと低水準。

▶大水深コンテナターミナルの国際比較(国土交通省 国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会資料) 2016年時点で、大型コンテナ船が接岸できるような大水深コンテナターミナルの数は、韓国 28 バース、シンガポール 23 バース、ドイツ 19 バース、米国 17 バースに対し、日本は 12 バース。

<sup>3</sup> 首都直下地震と南海トラフ地震の発生確率(政府:地震調査研究推進本部)及び被害想定(内閣府)

<sup>▶</sup>首都直下地震:マグニチュード 7.3 の都心南部直下地震が発生した場合

<sup>・</sup>発生確率:30年以内の発生確率70%程度

<sup>・</sup>地震の揺れによる被害:全壊家屋:約 175,000 棟、建物倒壊による死者:最大約 11,000 人

<sup>・</sup>市街地火災の多発と延焼:焼失:最大約 412,000 棟、建物倒壊等と合わせ最大約 610,000 棟 死者:最大約 16,000 人、建物倒壊等と合わせ最大約 23,000 人

<sup>▶</sup>南海トラフ地震:マグニチュード 9.1 の地震とともに、地震による最大クラスの津波が発生した場合

<sup>・</sup>発生確率:30年以内の発生確率70%~80%

<sup>・</sup>人的被害が最も多いとされる東海地方が大きく被災した場合、全壊及び焼失棟数は 954 千棟~2,382 千棟、死者は 80 千人~323 千人に上る。

また、中山間等の地域の今後の安全・安心を考えるとき、地域に必要なインフラは未だに多く存在するにもかかわらず、地域での現在の建設投資の状況は、いわば「限界工事量」<sup>5</sup>を下回り、建設企業が存在できなくなる地域の発生・拡大が懸念されている。こうした地域が拡大すれば、防災力の低下から、災害発生時のインフラ応急対策や災害復旧工事、除雪等の迅速な実施に支障を来たし、地域の安全・安心の確保ができなくなる。<sup>6</sup>

ちなみに、各都道府県建設業協会の会員企業が不存在の市町村は、2015 年 11 月調査で既に 188 団体(2011 年調査時より 22 団体増加)となっている。

また、全建が 2016 年に降雪地域の会員企業を対象に実施した除雪業務アンケートによれば、除雪の現場では、地域の事業量の減少から人員・機材の維持が難しく、現状のまま推移すれば、5 年後には 7 割の企業が人員・機材を維持できなくなるとしている。

一方、海外の建設市場を見てみると、国連のデータ(National Accounts Main Aggregates Database)によれば、アジア大洋州(アジア太平洋地域の 14 の国と地域)の市場規模(建設投資)は日本の約 5 倍、さらに、アジア開発銀行研究所のデータによれば、アジアにおける 2016年から 2030年のインフラ需要は約 23 兆ドルといわれるように、世界には膨大なインフラ需要が存在している。

このため、政府が推進する「インフラシステム輸出戦略」に基づき、エネルギー・情報通信・ 交通といったインフラシステムの海外受注に向け、総理・閣僚によるトップセールスも行われ ており、大企業が主体となる海外展開はもとより、施策の中には中小・中堅企業の海外展開の 促進も盛り込まれ、期待されている。

#### (2) 企業経営の状況

建設企業の経営状況は、営業利益率に改善傾向が見られるものの、企業規模別に見ると、大規模企業と中·小規模企業の差が拡大し、賃金格差も拡大している。

地域建設業は、総じて公共投資への依存度が高く、企業経営の基礎となる事業量の確保が重要な課題となる。また、公共発注の課題とされる平準化の取組も進行途上にあり、依然として多くの地域で、特に第1四半期の事業空白問題が取り上げられている。

さらに、営業エリアが狭い地域建設業においては、そのエリア内の建設投資の変動が、相対 的に企業経営に大きな影響を与えることとなり、これまでの建設投資減少期の長さから、人員 や建設機械保有を含め企業のスリム化が進められ、結果として「現場力」、「防災力」の低下が 懸念されている。

<sup>5</sup> 限界工事量:具体的地域において、地域の防災力を維持し、地域の安全・安心を確保する上で必要不可欠な建設企業が、災害応急復旧や除雪に対応する態勢(人員・資機材等)を継続していくためにぎりぎり必要な事業量をいうこととする。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 【事例】地方圏における土木業の産業構造の変化(第2回建設産業政策会議地域建設業 WG/東大 梶田真准教授)

<sup>➤</sup>島根県隠岐の島では 1995 年時では完成工事高 3 億円以上の土木建設企業は 14 社あったが、2013 · 14 年時では 3 社にまで減少。

一方、公共工事発注者においては、建設企業の適正利潤の確保を謳ったいわゆる改正品確法等の趣旨に沿った取組が進められているが、依然としてくじ引き入札や適正利潤を得られない価格での発注が見られるなど、課題も多く残されており、適正な利潤が確保できなければ、品質向上・生産性向上に必要なICT対応や技術開発、さらには人材育成も後手に回ってしまうことになる。

また、このような厳しい経営環境下にあって、多くの地域建設企業では、後継者の確保、事業承継が大きな課題となっている。

国土交通省の建設業構造実態調査を見ると、中小建設企業の経営上の課題として、後継者育成、事業承継問題を挙げる企業がこのところ大幅に増えている。また、中小企業庁の中小企業白書によれば、中小企業の経営者年齢は、大幅に高齢化が進行しており、1995 年に 50~54 歳だった最多層が、2015 年には 65~69 歳まで上昇し、中小企業の全国的な減少が大きな課題になっている状況にあり、さらに、東京商工リサーチの調査によれば、建設業の社長の平均年齢は 60.1 歳となっている。

地域建設企業の経営の基本は、中核業務としての建設業を確固としたものとし、事業継続できる体制の整備にある。そこからさらに、建設業を柱としつつ、企業の成長余力を基に今後成長が見込める分野に業務を拡大していく戦略が重要となるが、これまでの他分野進出は、ともすれば建設市場の縮小対策としてやむなく不慣れな分野に進出したものが多く、こうした形での他分野進出では、過去に多くの失敗事例が見られたことも事実である。

地域建設業の海外進出については、数は少ないが、海外でも活躍する企業が存在している。<sup>7</sup> また、独自の技術やノウハウを有する中堅・中小建設企業の海外進出を支援する「中堅・中小建設業海外展開推進協議会」が 2017 年 6 月に発足し、協会会員企業も参加するなど、地域建設企業でも今後の海外展開に関心を持つ企業があるものの、大多数は、国内で経営基盤を固めることに全力を傾注している現状にある。

#### (3) 担い手確保・育成状況と現場の労働・安全衛生環境

建設産業はもとより人で成り立つ産業であるが、その担い手に関しては、生産年齢人口減少、 就業者の高齢化など、将来に向けて大きな課題を抱えている。

総務省の「労働力調査」から建設業就業者の動向を見ると、1997年の685万人をピークに減少に転じ、2016年には492万人まで減少したが、昨今の業界を挙げた担い手確保の取組の効果もあり、2017年は対前年比6万人増加の498万人となったものの、依然ピーク時からは約27%減少している。

また同時に、高齢化の進行も見られ、建設業就業者の 55 歳以上の割合は約 34%と、全産業の約 30%に比べ高く、29 歳以下の割合は、全産業で約 16%に対し、建設業は約 11%に止ま

<sup>7 【</sup>事例】中小建設業の海外進出事例:丸新志鷹建設(株)(富山県)

<sup>▶</sup>ネパール人研修生を日本に受け入れ教育、現地に戻り働いてもらう方法でネパール政府の評価を高め、受注を拡大している。ネパールでの高い評価から、隣国ブータンからも道路建設を受注。

っている。

また、国土交通省の中長期的な担い手の試算(2016 年中央建設業審議会基本問題小委員会 資料)によれば、2015 年度の技能労働者数 330 万人は、10 年後の 2025 年度には 286 万人に まで減少するとし(44 万人減少)、一方、2025 年度の市場規模から見込まれる必要な技能労働 者数は 333 万人から 379 万人とし、このままでは 47 万人から 93 万人の不足が生じるとされ ている。

これらは、建設業が担い手不足を補う生産性向上を図るとともに、働き方改革を進め、魅力 ある産業として将来の担い手を確保することが待ったなしであることを端的に示している。

政府がまとめた「働き方改革実行計画(2017年3月)」は、建設業が自らの働き方改革を加速化することを求めるものであり、これまで認められてきた時間外労働の上限規制適用除外の扱いは、労働基準法改正後5年間の猶予期間経過をもって外され、通常職種と同様、一般則が適用されることとなる。

こうした建設業における担い手確保・育成が大きな課題になっていることに対応して、現在、 技能労働者の処遇改善を通じた人材確保のための「建設キャリアアップシステム」の構築が進 められており、2018 年春からの登録手続き開始、秋からの本格運用開始が予定されている。

また、2014 年 10 月に立ち上げられた「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム」では、 地域の総合・専門工事業団体、職業訓練校等による地域ぐるみ、業界ぐるみの入職促進・育成・ 定着のための事業、地域連携ネットワークの構築を支援している。

さらに、建設技術者・技能者の全国的育成機関として、富士教育訓練センター、三田建設技能研修センターのほか、2016 年 4 月に利根沼田テクノアカデミー(群馬)、同年 10 月に職人育成塾(香川)が開校するなど、担い手確保・育成に向け、地域における新たな取組が見られる。

そのほか、担い手確保のため、個別企業による情報発信はもとより、各都道府県建設業協会 も様々な工夫を凝らしながら、地域建設業の魅力を業界全体として発信している。

労働安全衛生環境の面では、特に現場におけるヒューマンエラーの防止やリスクアセスメント等これまでの労働安全衛生対策に加え、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」及び同法に基づく基本的な計画(2017年6月)が策定され、災害の撲滅や中長期的な担い手確保に向けた総合的かつ計画的な施策等の推進方策が示されたところである。

#### ① 若手従業員の確保状況

新規学卒者の採用は、教育現場における土木工学科、建築工学科等の専門学科の減少などもあり、幅広く人材を募集せざるを得ない状況にある。また、採用後においても、休日の少なさ等処遇に対する不満から離職する者の割合も多く、公務員を含めた他産業との厳しい人材獲得競争の中に置かれており、若年者の人材確保には多くの困難が伴っている状況にある。こうした中、業界全体として処遇改善、地域建設業の魅力発信等を通じ、地域建設業に対

する理解促進に向けた取組を進めてきた結果<sup>8</sup>、新規学卒者の建設業への入職者数は、2009年には 2.9万人まで落ち込んでいたが、2017年には 4.0万人まで回復するなど、一定の成果は見られるものの、引き続き地域建設業への入職者確保と就職後の離職者最少化<sup>9</sup>が最重要課題となっている。

# ② 女性、高齢者、外国人研修生等の活用・活躍状況

地域建設業における女性の入職<sup>10</sup>、活躍については、全建において「建設業における女性の活躍の場の拡大へのロードマップ」(2015年3月)を策定し、入社後の社員育成、出産、育児等の生涯のライフステージに対応した社内体制整備等の道筋を示している。

女性ならではの視点からの現場環境の改善、近隣対策等の実施、企業・地域の枠を越えた 女性目線での現場パトロール等、女性活躍の取組が広がっており、一方で、研鑽を積み、現 場で活躍する女性の姿そのものが地域建設業のイメージアップにも繋がっている。<sup>11</sup>

高齢者の活用については、大量離職による急激な担い手不足の回避やこれまで現場を支えてきた技術・技能の承継の必要性から、定年後においても働く意欲のある高齢者が活躍できる環境、社内体制を整備する動きが見られる。

また、外国人建設就労者の活用については、国の技能実習制度及び 2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた建設分野の就労者受入事業により、その数は増加している。 技能実習生の低賃金労働が国内労働者へ悪影響を与えないかといった懸念がある一方で、 建設業の各現場で働く外国人研修生等が増加しており、その活用が拡大している。<sup>12</sup>

生産年齢人口の減少に対して、出生率の上昇、外国人労働者の本格受け入れ等の対応を図るには国民的理解が必要であり、また、合意形成には時間がかかる問題である。そのため、女性、高齢者の更なる活躍の推進が極めて重要になっている。

<sup>8 【</sup>都道府県建設業協会の取組事例】

<sup>▶</sup>都道府県建設業協会では、給与等処遇の改善、インターンシップ、出前講座、保護者への理解促進、現場見 学会、資格取得支援、教育訓練機会の充実等の様々な取組を行っている。

<sup>9 【</sup>統計】厚生労働省「新規学卒者の離職状況」

<sup>▶2014</sup>年3月に卒業した学卒就職者の就職後3年以内の離職率は、建設業では大卒が30.5%、高卒が47.7% となっている。特に高卒は全産業の平均水準を上回っている状況。

<sup>10 【</sup>統計】総務省「労働力調査」

<sup>▶</sup>建設業の女性就業者数は、2013 年の 71 万人から 2017 年には 76 万人となり、過去 5 年で最高となる。

<sup>11 【</sup>事例】建設産業イメージアップカレンダー作成(島根県)

<sup>➤</sup>島根県内で活躍する官民の女性技術者らで構成する「しまね建設業イメージアップ女子会」がイメージアップカレンダーを作成。建設現場で活躍する建設女子の状況をカレンダーにして、女性が輝ける建設産業界であることをアピール。

<sup>12 【</sup>事例】外国人研修生の増加(利根沼田テクノアカデミーでの高い外国人研修生比率)(群馬県)

<sup>≫</sup>平成 28 年度訓練生 24 人。うち、外国人研修生 10 人(比率 41.7%)。

<sup>≫</sup>平成 29 年度訓練生 22 人。うち、外国人研修生 11 人(比率 50.0%)。

#### ③ 労働·安全衛生環境

建設業の労働環境については、担い手確保の観点からの社会保険加入の徹底、週休 2 日の 推進のほか、長時間労働是正など、全建で定めた「働き方改革行動憲章」の旗印の下、働き 方改革への意識が高まってきており、各企業における具体的取組が一層本格化してくること が期待されている。

安全環境については、長期的にみると労働災害は減少しているものの、依然として死亡災害は全産業の約3分の1を占めるとともに、夏の熱中症災害は、残念ながら建設業が全産業中最多である。このように安全対策の徹底が引き続き課題となる中で、請負金額の中から作業環境改善のための安全経費確保に苦労する現場も多い。<sup>13</sup>

なお、休日確保に関して、建設現場の第一線では、民間発注者の強い要請等から集中的に 工事を進めざるを得ないものや、工期末、除雪に伴う業務など、土曜・日曜も多くの現場が 稼動しているのが現状であり、また、災害からの復旧・復興、離島での作業等、土曜・日曜 を活用することが避けられない現場も存在する。しかしながら、そうした建設業の特性を言 い訳にすることなく、様々な工夫を凝らしながら建設業の働き方改革を進めることが、人材 確保のための必要条件になっている。

#### (4) 生産性向上に対する取組状況

建設業の労働生産性〔労働による成果(付加価値)÷労働投入量=付加価値労働生産性〕を 見ると、他産業に比べ低く、かつ、近年の数値と 20 年前を比較しても、全産業平均が上昇し ているのに対し、建設業はほぼ横ばいとなっている。

建設業における生産性向上は、労働投入量を減らし、労働による成果を如何に上げていくかが重要であり、建設業に期待される「現場力」を維持するためにも、今後も続く生産年齢人口減少による影響(技術者・技能者の減少)をカバーするだけの生産性向上が必要になっている。

そのため、現場の生産性向上のための道具として、ICT 建機、AI、ロボット、ドローン等を活用しながら、調査、測量、設計、施工、検査、維持管理等の建設生産プロセス全体を通じた生産性向上を図る取組が進められており、国土交通省を中心に進められている i-Construction をはじめ、2025 年までに建設現場の生産性の 2 割向上を目指した取組が展開されている。

一方、地域建設企業にとってのICT対応は、国の中小建設企業に対するICT対応に向けた支援策が講じられつつあるものの、割高なICT建機導入のための資金力不足、扱う技術者の不足、小規模工事において標準積算が合わない等、未だ多くの課題が存在している。

さらに、大手建機メーカーとそれに関連するソフト会社のクローズなシステムにより、建設企業にノウハウが蓄積しづらいといった課題も見られる。このため、地域建設企業においても、ICT 技術開発段階から何らかの形で関与することや社内の技術者の育成等を通じて、必要なノ

<sup>13 【</sup>取組】けんせつ体幹体操製作委員会(生命保険協会「スポーティライフ大賞」グランプリ(2018年)) ▶「災害を減らす」、「建設現場を知ってもらう」ことを目的に、けんせつ体幹体操の製作と普及活動展開。

ウハウが企業内に確実に蓄積される仕組みが求められている。14

加えて、受注平準化、省力化、工程管理徹底、多能工化、原価管理徹底、社内業務効率化などについては、受注者として引き続き徹底して取り組むべき課題であり、提出書類の簡素化、三次元データの受け渡しによる効率化等も、受発注者間で協議しながら積極的に進めるべき課題である。

生産性向上の取組においては、適正な工期設定も重要な課題であり、工期ダンピングを厳に 慎むといった受注者側の取組とともに、民間工事を含め、発注者の理解に基づく適正な工期設 定が不可欠である。

現在、国土交通省においては、発注者の適正な工期設定のための先導的な取組として「工期設定支援システム」を構築し、他の発注機関に提供しているほか、2017 年 8 月には、公共・民間工事を含め全ての建設工事において、働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定が行われることを目的とした「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定されており、今後各工事現場までの浸透が期待されている。

なお、工事の施工時期の平準化により、仕事の空白を無くすことも大きな課題となっているが、国の予算編成において、2 カ年国債の増額や当初予算におけるゼロ国債の設定等の取組が進められており、地方公共団体に対しても平準化への対応を要請している。

このほか、コンクリート工の規格の標準化や生産プロセス全体の最適化等による効率化も、i-Construction のトップランナー施策として打ち出されており、その第一弾として、機械式鉄筋 定着工法の活用・普及が進められている。

#### (5) 発注者、協業仲間、協力企業等との関係

建設工事の発注者という括りの中でも、公共発注者と民間発注者では規律や取組に大きな違いが存在している。

公共発注者、すなわち国、地方公共団体、独立行政法人等については、建設工事の適正な施工及び品質の確保とその担い手の確保・育成を目的として定められた改正品確法及び運用指針の趣旨徹底が、地域発注者協議会等の場を通じて進みつつあるものの、地方公共団体、特に市町村での取組状況は道半ばにある。

一方、民間工事については、良質な工事品質を確保するためには、改正品確法にいう発注者 責任の考え方が本来あってしかるべきと考えられるが、現在、公共工事に係る品確法と同様の 定めはない。そうした状況の中で、前述の「建設工事における適正な工期設定等のためのガイ ドライン」は、民間工事も対象に含まれていることから、今後の建設業の働き方改革推進の足 掛かりになりうるものであり、その徹底が期待される。

<sup>14 【</sup>事例】ICT 等建設技術の横展開事例: やんちゃな土木ネットワーク(静岡県)

<sup>▶</sup>ICT 等生産性向上に取り組むに当たり、個社では思うように進められない空撮・三次元測量といった新たな技術について、企業同士が連携し、ノウハウ・経営資源を共有するネットワークを形成し、実践。

また、国土交通省に設置された建設産業政策会議でとりまとめられた「建設産業政策 2017 +10」では、「地域力の強化」が政策の柱の一つとなっているが、地域防災力維持のためにも、地域に不可欠な地域建設業に対する発注のあり方は如何にあるべきかを、地域の発注者たる地方公共団体等は検討していく必要がある。

他の建設企業との競争を経て受注にこぎつけた建設工事は、もとより受注した元請企業だけでできるものではなく、関連企業や協力企業との連携・協力があってはじめて完成できるものである。そのため、地域建設業は、時に長い時間をかけ、その地域で必要な協業仲間や、大手企業、専門工事業、さらには調査・設計・測量・資材納入企業等との信頼関係の構築に努めてきた。協業仲間との間では、除雪での役割分担・仕入れ等の協同化、地域維持型 JV、事業協同組合等による受注の共同化等にも取り組みながら、経営力、現場力の維持・向上に努めている。

# 2 地域建設業に期待される役割

地方創生が政府としての課題となり、また、東日本大震災のような大規模災害が発生する度 に、地域建設業の役割の重要性が再認識される。ここでは、地域建設業が将来に亘って果たす べき役割とは何かを改めて整理する。

#### (1) 良質な住宅・社会資本の形成

建設産業は、各種の社会インフラや住宅、オフィスビル等の整備を通じて国民生活の向上や 我が国経済の持続的な成長を支える役割を担っている。住まいをつくり、地域をつくり、まち をつくり、国をつくる建設産業は、いわば「国土形成産業」であり、その成果は、形となって 地図に残り、お客様・国民に長く使われるものとなる。

建設生産活動を通じて、人々の暮らしを守り、様々な経済産業活動を支える役割を担う中で、 とりわけ地域建設業に対しては、自然条件が厳しく複雑な国土において、その地域に根差し、 地域を知り尽くした地域建設業ならではの強み・ノウハウを生かした活動が期待されており、 地域の自然を活かし、調和しながら新たな環境を創造する建設活動が求められる。

また、良質な社会資本整備は、そのストック効果として、安全・安心の向上、生活の質の向上とともに、各種産業活動での生産性向上が図られ、GDPの押上げにも大きく貢献することとなる。また、美しく機能的にも優れた建造物を完成させることは、将来の歴史的建造物、遺産となるものの形成といったことにもつながるものであり、文化的活動の一翼を担う建設業として伝統的技術・技能、ノウハウの伝承が不可欠である。

さらに、建設産業内の役割として、地域建設業には元請として果たすべき責務がある。 現場の工程・安全・品質・原価・環境等の施工管理を確実かつ効率的に行うことを通じて、仕事の仕上げに向けたコンダクターとしてチーム力を引き出し、自社や協力会社の技術・技能を総合化し、現場力を最大化させる役割である。

お客様である発注者、利用者である国民に対して、安全性、耐久性等に優れた良質な住宅・インフラ等を提供することでその責務を果たすとともに、そうした優れた仕事が発注者や国民からの信頼獲得に繋がり、更に次なる仕事へと繋がっていくことになる。

# (2) 地域に精通した建設プロフェッショナルとしての安全・安心の確保

地域社会にとって、「防災・減災」対策は重要であり、そのためにはまずもって災害を起こさないためのインフラ整備が必要であるが、地域建設業には、こうした「防災・減災」のためのインフラ整備とともに、地域に精通した建設のプロとして、地域の安全・安心の確保に関する公的・社会的役割を担い、暮らす地域で、一たび災害が発生すれば、いち早く現場に駆けつけ応急対応にあたる「応災」をも担う、いわば「地域危機管理産業」というべき役割が期待されている。

具体的な役割としては、

- 災害・防疫協定に基づく災害応急対応、復旧活動による安全・安心の確保
- インフラドクターとしての点検・維持・修繕活動による安全・安心の確保
- 除雪業務による生活道路、幹線道路の安全や円滑な産業活動の確保 などが挙げられる。

災害時の道路啓開や除雪作業、防疫の際の埋設作業等、地域の安全・安心を確保する地域の 守り手としてその役割を果たすためには、道路の幅員や構造物、地質の状況など、その地域に 精通した者の知識やノウハウが極めて重要になる。

東日本大震災をはじめとする大規模災害や鳥インフルエンザ等の発生時に実施してきた応急 対応、道路啓開、瓦礫処理や、除染作業、廃炉作業、防疫作業等は、地域の安全確保という使 命感とともに"地域建設業がやらねば誰がやる。今やらねばいつできる"<sup>15</sup>の精神が源となっ ている活動である。

さらには、地域の水防団、消防団の活動への参加も見られ、2017年5月の水防法改正では、 水防管理者から委任を受けた民間事業者の水防活動が法的に位置付けられ、地域建設業等を活 用した水防活動の円滑化が図られている。

このように、地域建設業は、地域の安全・安心を確保する上でその役割は重く、地域に無く ては困る存在であり、存在そのものが地域のインフラともいえる位置付けの産業である。

# (3)地域活性化・地方創生の主体としての事業提案・創造

地域特性を知る地域建設業は、単なる受注産業に止まらない、地域にふさわしい「**事業提案・ 創造産業」**としての役割が期待されている。

地域活性化、地方創生にはインフラ整備が極めて重要であるが、その際には、地域の現況を踏まえた効率的な施工計画が必要であり、そのためにも、計画・設計段階から地域特性を知る地域建設業のノウハウを活かして発注者に積極的に働きかけることが必要である。<sup>16</sup>

<sup>15 【</sup>コラム】「ワシがやらねば誰がやる。今やらねばいつできる」

<sup>▶</sup>平櫛田中(ひらくしでんちゅう/1872年~1979年)岡山県出身の彫刻家。近代日本を代表する彫刻家の一人で、百歳を越えてからも現役として活躍。1962年文化勲章受章。

<sup>16 【</sup>事例】2017年社会貢献活動表彰事例:加藤建設(株)(愛知県)

<sup>▶</sup>砂防堰堤(遊砂池)地盤改良工事で、市指定天然記念物「ヒメタイコウチ」の生息環境を考え、全面改良から櫛形状の部分改良を提案。設計変更が採用。

同時に、産学官、地域コミュニティ等のパートナーとしての日頃の連携・交流を通じて、地域のニーズやアイデアを収集・把握し、インフラ老朽化等の様々な場面で必要な事業を提案していくことで、地域活性化・地方創生の重要なプレイヤーとして、地域づくり・まちづくりに貢献していくことが期待される。<sup>17</sup>

また、民間事業者から官公庁へ提案された業務を評価し、官民連携で取り組む民間提案型 PPP なども進められており、こうした動きを積極的に活用し、地域を知る地域建設業が主導的役割を果たしていくことは、地域からの評価・信頼を得ることにも繋がる。<sup>18</sup>

# (4) 従業員を育て、雇用を守り、生涯を託せる職場の提供

地域建設業は、既述のとおり地域の守り手であるとともに、"ものづくりは人づくりから" と言われるように、地域の「人財育成産業」として、若者が入職し、そこで技術者・技能者・ 事務職員として立派に育ち、また後輩を指導し育てる、やりがいを実感できる職場を提供する 役割と責任を有している。

その役割と責任を果たしていくための取組として

- 希望の持てるキャリアパスの提示
- 人生設計が可能な処遇の提供
- 仕事と家庭、地域社会生活とが両立可能な働き方の実現
- 安全・安心な現場の構築

などを継続して実践していく必要がある。

特に、労働災害により年間約300名もの尊い命を失っている建設産業の現状を、元請企業としてこれを打破し、家族が安心して送り出せ、安心して帰宅を待つことができる建設現場づくりは、極めて重要な課題であり、重い責任である。

#### (5) 経済・社会活動による地域経済社会への貢献

国土交通省が公表している建設部門の産業連関表に見られるように、「**地域基幹産業**」として、その経済活動の継続は、地域経済を支え他産業への波及効果、生産誘発効果を発揮しており、協力企業を含め、つながりのある周辺企業との取引継続は、それだけでも大きな経済効果を生むことになる。

さらに、日常の維持・修繕等による公共施設の安全確保や冬の除雪による円滑な交通・物流

<sup>17 【</sup>事例】2017年社会貢献活動表彰事例:(株)山田(静岡県)

<sup>▶</sup>経営難で閉鎖したキャンプ場の再生による地域活性化。キャンプ場再整備を目指し、管理者として名乗りを上げ、市との調整を経て地元雇用をするまでに発展。

<sup>【</sup>事例】地域資源を活用したまちづくり:飯古建設(有)(島根県)

<sup>➤</sup>隠岐諸島において、島の資源を活かした独自ブランド「隠岐牛」を確立。建設業が農業に参入する際の規制 を自治体の支援のもとでクリアし、島内で繁殖から肥育までを行う体制を作り上げ、東京市場で高評価を得 るまで成長。町の産業創出に寄与。

<sup>18 【</sup>取組】インフラメンテナンス国民会議(2016 年 11 月 28 日設立)

<sup>➤</sup>急速に進むインフラ老朽化に対し、効率的、効果的にメンテナンスを行う体制を確保するため、産官学民の 技術や知恵を総動員するプラットフォームとして設立。民間ノウハウの活用・共有、技術マッチング等の取 組が展開中。

の確保などは、他産業の経済活動の円滑化に直接的に貢献する活動である。

一方で逆に、地域建設企業の消滅は、周辺関連企業、そこに働く人々、地域に甚大な影響を 与えることとなり、何としても避けなければならない事態である。

また、地域建設業は、経済活動のみならず、地域の一員として様々な社会活動を通じての地域の魅力・安心の向上に貢献していく重要な役割を担っており、各種美化活動、地域見守り隊、子供たちを含む地域住民が安心して集える場所提供、さらには、地域の誇りとなっている祭りに代表される地域行事の重要な主体となるなど、様々な活動事例が全国各地で見られる。

こうした活動は、地域社会への貢献とともに、地域建設業のイメージアップにもつながっている。 $^{19}$ 

<sup>19 【</sup>事例】会社玄関に駄菓子屋を開店し憩いの場を提供:(株)井上組、(株)亀井組、(株)福井組(徳島県) ≫地域に密着し、さらに建設業になじんでもらうため、会社玄関に駄菓子屋を開店。地域の子供達や家族が集 う憩いの場となり、建設業への理解を広げるきっかけ、イメージアップにも繋がる。

# 3 地域建設業の活躍が期待される建設市場のこれから

地域建設業の今後を展望する上でも、また、地域建設企業が今後の経営計画を立てる上でも、 取り巻く環境、課題、国が示す方向性等を手掛かりに、建設市場の今後の動向を見極めること が必要である。

(1) 決して甘くはないが、必ず必要であり、新しく事業拡大が期待できる分野のある建設市場 政府が財政健全化の方針を示す中、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少、若年就職 者の減少など、多くの地域で人口減少問題に直面している。

特に、今後も大幅な人口減少が想定される地域では、人材確保、建設需要ともに楽観的見通 しに立てる状況にはない。

本来、政府が策定する各種中長期計画の中で、公共投資の見通しを具体的な数値で明らかにすることは、経済産業界の様々な投資を広く呼び込む、いわゆるアナウンスメント効果が期待できるものである。

そのためにも、国土交通省が直轄道路の将来修繕費について、今後 20 年間の推計必要額を明らかにしたが、地域建設業界としては、各事業分野について投資予定額を明確にした計画策定を引き続き求めていく必要がある。<sup>20</sup>

ただ、かつて明らかにされた公共投資基本計画の投資規模のような形で、国内における中長期のインフラ投資規模・事業内容の全体像が明らかにならない状況においては、建設関係団体の見通し等<sup>21</sup>も参考にしつつ、建設企業は自らの判断で将来の経営戦略を立てざるを得ないのが現状である。

地域によっては、災害対応を担うべき地域建設企業がいないといった災害対応空白地帯にならないことに意を配りつつも、足元の地域の事業量縮小の中で、営業の広域化、他の成長分野への進出、事業承継等が困難な場合にあっては、厳しい再編、合理化等にも目を向けざるを得ないこととなる。

しかしながらその一方で、第4次産業革命下の新しい時代・生活様式に対応する社会資本の 誕生と整備の必要性が顕在化しつつあることは、建設業においても新たな事業拡大が期待でき るところである。

<sup>20 【</sup>試算】直轄管理国道の 20 年間の将来修繕費の試算:国土交通省(2017年)

<sup>▶○</sup>損傷等の発生前に修繕する予防保全では、約4.2~4.9兆円

<sup>○</sup>損傷等発生後に修繕する事後保全では、約4.7~5.5兆円

<sup>⇒20</sup> 年間で約 5,000 億円の縮減効果が見込まれる

<sup>21 【</sup>中長期予測】2030 年度までの建設投資予測:(一財)建設経済研究所(2016 年 10 月発表)

<sup>▶2015</sup> 年度: 51.0 兆円 → 2025 年度: 47.1~49.2 兆円 (ベースラインケース)

<sup>:51.2~54.4</sup> 兆円(経済再生ケース)

<sup>→ 2030</sup> 年度: 44.9~48.2 兆円 (ベースラインケース)

<sup>:51.1~56.4</sup> 兆円(経済再生ケース)

<sup>※</sup>ケースは内閣府「中長期の経済財政に関する試算」より。

例えば、

- コンパクト+ネットワーク、対流促進型国土・地域構造づくり、スマートタウン、スマートハウス、スマートファクトリー、ユニバーサルデザインのまちづくり
- 今後の国土構造の骨格をなすべき高速道路網、リニア中央新幹線等の新幹線網の整備、国際的な水準からの遅れを取り戻すための港湾・空港等のインフラ整備
- 地域活性化・地方創生、コンパクトシティの拠点駅等の周辺まちづくり
- 物流の効率化に伴う高速道路周辺等の施設整備、配送センターの様変わり(巨大化・機械 化・省力化)、ダブル連結トラック(自動隊列走行)の実現へ
- 自動運転車と制御、監視システム、ダイナミックマップ(高精度3D地図) 交通移動弱者対策、除雪車の自動運転実証開始
- CLT (直交集成板)活用の木造高層建築物
- 万国博覧会、冬季オリンピック・パラリンピック、IR(統合型リゾート)等の大イベント 等の実現、北方四島含めた海外経済交流促進、インバウンド(訪日外国人旅行)4,000 万 人・6,000 万人時代に対応した建設需要

など、未来を切り拓いていくための新たな取組が進められている。

loT、 Al、ロボット、ビックデータ等先端技術の産業・社会生活への取込みは、ダイナミックな生活様式の変化を生むとともに、新たな社会資本形成、構造物の新設等につながるし、また、世界経済の成長・発展に伴う、開かれたゲートウェイとして我が国を整備するための需要は、今後も拡大していくものと考えられる。

さらには、ストック効果の発揚や生産性向上による我が国の経済規模拡大に伴う建設投資拡大も期待される。

# (2) 国土の強靭化、既存の社会資本維持・更新に伴う大きな建設需要の存在

#### ① 高まる災害危機への対応の必要性

巨大地震、巨大津波、大規模火災、巨大台風、ゲリラ豪雨など、自然災害の凶暴化に加え、 鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜伝染病の流行など、災害リスクの増大が懸念される中、 過去の教訓を生かし、人命保護と社会機能が維持されるよう、国民の生命・財産及び社会イ ンフラの被害最小化、迅速な復旧・復興等に資する取組を国土強靱化法や同基本計画に基づ き、国を始め関係者が一丸となって進めており、地域防災力、国家防災力の強化を図ろうと している。<sup>22</sup>

河川やダム、堤防、防波堤等の整備、建造物・公共インフラの耐震化のほか、水防災意識 社会の再構築を目指したタイムライン(時系列の防災行動計画)、避難確保計画などのソフ

<sup>22 【</sup>施策】中小河川緊急治水対策プロジェクト:国土交通省公表(2017年12月)

<sup>▶</sup>全国の中小河川の緊急点検により抽出した箇所において、林野庁とも連携し、土砂・流木対策(約700渓流) (約500河川)、再度の氾濫防止対策(約300km)、洪水時の水位監視(約5,800箇所)に対し、2020年度 までに事業費約3,700億円を充てる予定。

ト対策もこうした観点から同時に強化されている。23

なお、2015年の水防法改正により、想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮を想定した 浸水想定区域を公表するなど、ソフト面での取組が進められている中、さらに、こうした最 大級の外力を想定する考え方を洪水対策のハード面にも拡大すべきとの指摘もある。<sup>24</sup>

# ② 今後も必要な住宅・社会資本ストックの維持・更新の拡大

我が国のインフラは、高度成長期以降に集中的に整備されており、今後一斉に老朽化することから、橋梁、トンネル、上下水道等の公共インフラのほか、マンション・ビル等を含めた耐震化、長寿命化、再整備等に伴う投資の拡大が見込まれている。<sup>25</sup>

政府において、2013 年 11 月にインフラ長寿命化基本計画がまとめられ、その後、国土交通省が長寿命化計画(行動計画)を策定し、それに基づく個別施設毎の長寿命化計画により対策が実施されている。

なお、損傷が深刻化してから大規模な修繕を行う事後保全から、損傷が軽微なうちに修繕を行う予防保全への転換により、更新に伴う経費の抑制等によるライフサイクルコストの縮減、ストックの長寿命化を図る動きもみられる。<sup>26</sup>

このほか、リニューアル工事、インバウンドの増加に対応した社会資本ストックの再整備など、社会経済環境の変化に対応したインフラ整備が行われており、地域建設業においても、こうした新たな時代が生み出す建設投資に、いち早く対応する先進性が求められる。<sup>27</sup>

<sup>23 【</sup>取組】水防災意識社会再構築ビジョン:国土交通省(2015年12月)

<sup>➤2015</sup>年6月に発生した関東・東北豪雨を踏まえ、施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するものへと意識を変革。各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進。

<sup>&</sup>lt;ソフト対策>住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト 対策」

<sup>&</sup>lt;ハード対策>「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」の導入

<sup>24 【</sup>引用】2017年9月1日付 建設通信新聞「防災の日」特集(木下誠也/日本大学教授インタビュー)

<sup>(</sup>参考) 津波対策においては、概ね 100 年程度の周期で発生する津波(レベル 1)と、その地点で想定される最大規模の津波(レベル 2)の 2 段階の対策を講じている。

<sup>25 【</sup>試算】インフラ維持補修・更新費の中長期展望:内閣府(平成30年第3回経済財政諮問会議)

<sup>▶</sup>社会資本ストック推計を活用した事後更新型の維持補修・更新費の試算

<sup>・2015~2054</sup> 年度の維持補修・更新費の総額 547 兆円(公共建築物 149 兆円・土木インフラ 399 兆円)

<sup>· 2015</sup> 年度 約 9 兆円

<sup>· 2054</sup> 年度 約 16 兆円 (2015 年度比 1.75 倍)

<sup>※</sup>公共施設等総合管理計画において、将来の費用について長寿命化等の対策を行った場合と行わなかった場合の費用を記載している地方公共団体(189 団体)の加重平均の削減率 24%で全国が取り組んだ場合、単純事後更新を行った場合と比較して、2054 年度の費用は、2015 年度比で 1.75 倍から 1.18 倍に抑制されると試算。

<sup>26</sup> P14 脚注19参照。

<sup>27 【</sup>事例】八代港の大型クルーズ船対応港湾化(熊本県)

<sup>≫</sup>熊本県がアメリカのクルーズ船運航世界大手と連携し、クルーズ船専用の岸壁や旅客ターミナルを整備する。 2017 年 11 月に着工。整備が進めば、旅客と貨物の両面で利用拡大が見込め、県や南九州の活性化につなが る。2020 年 3 月運営開始予定。

# 4 地域に求められ続ける地域建設業であるために

地域建設業に期待される役割を今後も果たしていくために、今後の地域建設業の活躍が期待 される建設市場の動向を見極めつつ、大転換期にある今、何をする必要があるのか、地域に必 要とされ続けるためにどのような企業でなくてはならないのか、特に地域建設企業経営者は自 らに問い、その答えの方向に従業員とともに全力で邁進して行く必要がある。

専門工事業界等を含む地域建設産業界に対し、改正品確法等いわゆる担い手三法を始め、 様々な改革への取組を業界自らが行っていく環境が整備されつつある今、地域建設業に求めら れているのは、以下に述べる方向に沿い、覚悟を持って果敢に改革を進めることである。

その際、重要になるのは、地域建設業ならではの強み "地域建設企業力"である。

ここで言う地域建設企業力とは、具体的には、

- 地域に暮らし、地域の実情を熟知している優れた技術者・技能者を確保できる企業として の強み
- 生まれ育った地元の地域において誇りを持って働ける強み
- 地域の行政・住民等との最も身近で顔の見える信頼関係の下で仕事が出来る強み
- 地域のネットワークを最大限活用できる強み
- 地域の資源(人、モノ、資金、環境、エネルギー等)を活かせる強みなどが挙げられる。

#### (1) 地域建設企業力を最大限発揮、活用した事業展開を図ること

# ① 良質な住宅・社会資本の形成により信頼獲得を図ること

地域建設企業には、売り手よし、買い手よし、世間よし、のいわゆる "三方よし" の精神、すなわち、お客様に喜んでもらうことはもちろん、社会に貢献できてこそ良い仕事であるという考え方の下に、優れた仕事の完成とともに、地域社会との関わりを重視することが大切であり、それが地域での信頼獲得に繋がる。

また、地域の皆さんのための企業、my(私の), our(私たちの), ではなく yours(皆さんの)な企業としての取組によって得られるステークホルダーの信頼と支持が、地域建設企業をさらに大きく育てていく。

そうした観点からも、自ら TLC(トータル・ライフサイクル・コスト)を考えた積極的な事業内容の提案が求められる。例えば、地域のインフラの状況を熟知している地域建設企業ならではの、インフラ老朽化対策における計画・設計段階からの効率的な施工計画の提案とともに、インフラメンテナンスエキスパートとしての活躍が期待されている。<sup>28</sup>

サルタントで 228 名が認定を受けている (2016 年 8 月現在)。

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> 【事例】ME(メンテナンスエキスパート)養成・活用(岐阜県)

<sup>▶</sup>インフラ老朽化に対応するため、発注者・受注者の立場を超え、維持管理に関する高度な技術を習得し、地域に密着した貢献をすることを目的に、岐阜大学との連携によりME養成講座を設置。
2016年2月に、国の「民間技術者資格制度」に登録されており、国・県・市町村で117名、建設業・コン

#### ② 災害等緊急時の体制確保を図ること

地域建設企業には、「地域危機管理産業」の主体として、災害発生時に迅速・的確な対応が可能となるよう日頃からの取組が必要であり、自社、グループ会社、協力企業、行政機関との強固な協力関係構築のほか、機材、優れたオペレーターの確保と日常訓練が欠かせないものとなっている。

例えば、災害現場での人命に関わる作業では、細心の建設機械操作が求められ、熟練の建設企業従事者の技術力が必要となる。

こうした危機管理体制を構築する土台には、BCP 策定による業務継続の確保対策がある。 さらに、個別企業での対応に限界がある場合には、建設資材の確保や重機レンタルを含め、 業界全体で体制整備を進めるとともに、地域によっては、地域維持型 JV や事業協同組合等 による協力体制の構築が必要になってくる。

また、地域建設企業は、暮らす地域の守り手として災害・除雪等の対応で重要な役割を担う「防災行政のパートナー」であり、それらの役割・必要性について、行政等関係者の理解はもとより、地域住民の方々の理解を得るため、自らホームページ等を活用するなどしながら積極的に理論的説明を行っていくことが肝要である。

# ③ 地域社会の一員としての地域活性化・社会貢献への取組を展開

我が国にとって大きな課題である地方創生は、各地域がそれぞれの特徴を活かして自律的で持続的な魅力ある社会を創ることであり、地域の魅力向上は、地域活性化の原点である。<sup>29</sup>

地域を熟知した地域建設企業が、地域社会の一員としての地域活性化、まちづくりへ様々な提案を行うことを含めて参画する取組は、一方で、将来の建設投資確保にもつながる重要な活動と考えられる。

また、地域のインフラドクターとして、地域建設企業が日頃から地域行政、住民ニーズの 把握に努め、幅広い関係者と交流・連携しながら、地域社会の一員としての存在感を高めて いくことは、自社の社会的信用を高める上でも、また、イメージアップを図る上でも極めて 重要であり、従来以上に積極的に取り組んでいくことが必要である。

# (2)確固たる経営基盤を構築すること

#### ① 高い生産性を確保できる企業であること

第4次産業革命の進展に伴う建設現場等におけるICT等を活用した生産性向上の動きは、 今後急速に進むものと考えられ、その際、現在の建設業の働き方、現場で必要とする職種も 大きく変化することも想定される。

生産性向上のための i-Construction の取組では、ドローン等による 3 次元測量、そのデータを利用した ICT 建機での施工など、進化する技術の積極的導入が進められており、施工日

<sup>29 【</sup>引用】「まち・ひと・しごと創生本部の設置について」(2014年9月閣議決定)より

数の短縮や安全性の向上などの効果が確認されている。

こうした取組に地域建設業として積極的に対応していくことは、若年入職者を確保する上で、地域建設業の魅力、アピールポイントになる。また、先行して対応する企業とそうでない企業とでは、今後大きな差が生じることになると考えられ、そのためにも、特に地域建設企業経営者は、自ら先を見通した取組が必要になっている。

その一方で、初期投資、人材育成の問題や小規模施工への適用上の課題等も指摘されており、新たに取り組むためには、国等の地域中小建設業に対する生産性向上のための各種支援策を積極的に活用することも効果的であり、併せて、より実効的な支援策となるよう更なる支援策の拡充等を求めていく必要がある。

また、企業の労働生産性を上げるには、分母の労働投入量を少なくするとともに分子に当たる労働による成果、すなわち付加価値を高めるための努力が重要であり、その観点からも生産性向上に逆行するダンピング受注は、厳にこれを行わないことが肝要である。

さらに、段取り八分といわれるように、現場の様々な工種の並行作業による混乱の回避を 通じた作業工程の円滑化も、現場の生産性を高める取組といえる。

また、伝統に裏打ちされた現場、伝統技術の承継が必要な現場も存在しているが、そうした分野でも新しいチャレンジが必要である。

地域建設企業として、これら生産性向上に向けた弛まぬ努力を続けることが、生き残りの 鍵となってくる。

なお、企業側の取組に並行して、改正品確法で定められた「適正な利潤」を確保できる予定価格での発注や、用地等未調整事項のない発注など、生産性の高い現場の実現のためには、発注者側の協力も必要になる。そのため、民間発注者も含めた関係者の理解を得るための取組を、個々の地域建設企業の努力を結集しつつ、業界団体としても積極的に行っていくことが重要である。

# ② 優れた技術力を持つ企業であること

地域建設企業がその地域で期待される役割を担っていくためには、オンリーワン・ナンバーワン技術など、得意な技術分野を更に磨くとともに、様々な現場に対応した労務提供が可能となるよう、幅広い工種に対応したきめ細かな技術力を強化する必要がある。<sup>30</sup>

コンクリート圧送中のホースの振動による鉄筋等のずれ防止のためのゴルフボールを活用した手作り免震 装置開発:木内建設(株)/静岡県

技術者育成に全建技術研究発表の場を活用し、施工上の工夫・改善事例に多くの優良事例を応募し、全建ホームページを通じてその技術を広く展開:(株) 丸本組/宮城県

<sup>30 【</sup>事例】2017年度技術研究発表会:全建

<sup>➤○</sup>最優秀賞

<sup>○</sup>技術研究大賞

さらに、異業種、大学等との連携による技術力・企画力向上のための取組や、インフラ維持管理の需要拡大に対応したノウハウの蓄積、技術者の育成等にも取り組む必要がある。

地域の中で、自社の優れた技術力を背景に、品質管理が十分になされ、美しさとともに利用しやすさを備えた建設物を提供するとともに、適正価格での受注を通じて合理的利潤を生み出せる力、稼ぐ力を身に着け、経営体質の強化を図っていくことが求められる。

# ③ 働く人達に報い、大事にすることのできる企業であること

地域建設業が魅力ある産業として、これからもその役割を果たしていくためには、技術者・技能者等、建設産業全体の担い手確保に向けた取組が必要であり、元請のみならず協力会社、専門工事業も一体になって成長していくことが不可欠である。そうした認識に立ち、処遇、安全、休暇など建設産業界全体の労働環境をしっかり整備し、土木・建築現場等様々な現場で共に働く人達を大事にすることが何より重要である。

そのためには、全建が 2017 年 9 月に取りまとめた「働き方改革行動憲章」の目指す方向に向け、各社それぞれの状況を踏まえつつ適切に取り組んでいく必要があり、そこには経営者のリーダーシップが不可欠である。

また、働き方改革行動憲章に掲げた、

- 生産性向上に向けた課題と目標の共有
- 女性を始め多様な人材がいきいきと働ける環境の整備
- 建設現場における労働安全・衛生環境の整備
- 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進(週休2日の獲得等を含む)
- 人材育成の推進、適切な処遇の確保

等については、担い手確保に向けた取組が待ったなしの状況にあることを踏まえれば、着実かつ迅速な取組が求められている。

地域建設企業に働く人達にとっては、仕事の成果が地域の中で実際に役立つ姿を実感できるやりがいはもちろんのこと、魅力ある勤務条件も従業員満足度のバロメーターとなる。

若年入職者の確保が重要課題となる中、厳しい屋外作業環境を考慮すれば、製造業など他産業以上の給与、休暇等の処遇が必要であり、そのためには、企業自らの努力とともに、発注者の理解を得る取組が重要である。

特に、民間工事における建退共証紙確保、社会保険経費確保等、民間発注者における理解の浸透が大きな課題となっており、国等の協力も得ながら、民間発注者の理解が進むよう取組を強化することが必要である。

また一方で、雇用と請負の明確化が図られる中で、技能労働者の需給調整をより簡潔に実施できる制度の必要性も高まっており、業界団体とともに国等への制度改善の要請を行っていく必要がある。

さらに、地域建設企業としての重要な具体的取組・考え方として、

- ワークライフバランスの重視
- 将来に向けたキャリアパスの明示
- 若手従業員の定着と女性、高齢者の活躍の場を作り出す工夫・環境整備(育児・介護休業の制度整備、短時間勤務など)
- 従業員のモチベーション向上への様々な取組
- 従業員の健康を強く意識した企業の健康経営(生産性向上にも繋がる)
- 従業員に対する必要な技術・技能習得のための確固たる社内教育システムの構築
- 技術者を含め、多様なニーズに柔軟に対応できる従業員の「多能工化」
- 外国人建設就労者の能力に見合った適正な賃金の支払
- 現場で働く協力会社の職員の処遇に対する、元請としての責任ある対応(社会保険・安全経費等の確実な支払)

など、地域建設企業が取り組むべき課題は多い。しかし、これらに誠実に取り組むことによって、地域経済、地域雇用に貢献する企業として地域住民から評価を得られることになる。

なお、発注者の理解の下で実施されている、誇りある仕事の証拠としての銘板の設置は、 現場で働く関係者のモチベーションを高め、質の高い仕事につながる効果的な取組であり、 現場での銘板設置に向けた活動を今後広げていくことが求められる。

# ④ 事業継続・危機管理体制の確立された企業であること

地域建設企業には、強靭かつ柔軟な企業経営が求められる。そこでは、目標設定と達成までの道筋・プロセスを明確にし、そこに向かって企業が一丸となって挑戦する意識が必要となる。

また、企業としての活動が長く続いていくための諸条件の整備が必要である。

まず、建設企業における後継者の確保については、金融機関等が行う企業の事業性評価の 指標にも含まれており、地域建設企業にとり経営上意識せざるを得ない重要な課題となって いる。

中小企業庁では、建設企業に限らず全国各地で中小企業の減少が課題となる中、2017年7月に事業承継5ヶ年計画を提示し、支援体制、支援施策を強化しており、企業によっては、拡充された事業承継税制を含めた企業存続のための中小企業支援施策を活用することが有効である。

さらに、地域における建設投資額の変動に対応できる体制を整えておく必要があり、より 足腰を強化するための、事業多角化による対応力強化や企業連携、合併・統合による営業エリア拡大などについて、体制整備の一手法として国の制度等の活用も積極的に検討し、取り組むことも重要である。 なお、合併・統合を行う際には、存続する企業が、相手の地域建設企業で働く優れた人材を引き続き雇用することで、地域全体としての地域建設企業力を維持することも重要な取組である。

加えて、企業における重要な取組として、BCP、コンプライアンスなどの危機管理・リスクマネジメント力の確立がある。特に、不祥事は、それまで築いてきた社会的信用を一瞬にして失いかねない。

企業における法令遵守は最低限の備えであり、安全教育を含め、効果的なマネジメントにより、従業員の自発的行動への動機付けを行うことが重要である。

また、効果的・効率的に経営管理を行うための管理会計システム<sup>31</sup>の採用も必要な取組であり、個別受注生産に伴う建設現場毎の適切な原価管理も極めて重要である。<sup>32</sup>

いずれにしても、技術と経営に優れた企業でなければ、生き残り競争に勝つことはできないし、地域建設企業は、建設業の新 3K (給料が良く、休暇が取れ、希望が持てる)を実現できる企業を目指していく必要がある。

また一方で、各地域に根ざす建設企業に働く仲間や暮らす地域と共に発展・活性化していこうとする意思と創意工夫が求められる。

そうした努力の成果として、建設現場で生み出される社会インフラの品質が向上し、かつ、 そこで働くすべての関係者一人ひとりが、これまでより良くなったと実感できる労働環境が 整うことになる。

<sup>31</sup> 管理会計システム:企業経営者の経営戦略に役立てるために作成される業績評価などの会計情報である「管理 会計」を実践するための仕組。

<sup>(</sup>参考)会計は「財務会計」と「管理会計」に大別される。「財務会計」は、会計制度に基づき、株主、金融機 関等に企業活動の成果を財務諸表等を作成して報告するための会計。

<sup>32 【</sup>引用】「稲盛和夫の実学-経営と会計」より

<sup>▶「</sup>中小企業が健全に成長していくためには、経営状態を一目瞭然に示し、かつ、経営者の意志を徹底できる会計システムを構築しなくてはならない」

# 5 地域建設企業を支える建設業協会の役割と今後の活動

地域建設企業を会員として組織する 47 都道府県建設業協会及びその都道府県建設業協会を 会員とする全建の目的は、地域建設業が役割を今後も果たし続けられ、会員企業が今後も着実 に発展できる環境を整備することにある。

ここでは、全建70年の歴史を踏まえつつ、改めてその役割と今後のあるべき活動の方向を整理する。

#### (1) 都道府県建設業協会の役割

# ① 会員企業が抱える課題への組織的対応

都道府県建設業協会は、厳しい経営環境に置かれているなど、ともすれば弱い立場にある会員企業の声にしっかりと耳を傾けつつ、個々の会員企業では十分な対応が困難な地域の課題について、会員企業それぞれの力を結集し、協会として組織的な対応を行うことで解決に導くということが活動の基本であり、その活動の中で重要なのは、情報収集、コミュニケーション・交渉、決断、発信である。

地域建設業にとり、安定した経営基盤を構築することは、個々の企業が今後も発展を続けるための様々な改革を進める上で基本となるものであり、必須の要件であることから、地域に必要な社会資本整備のための安定的な事業量確保ともに、働き方改革、生産性の向上、入札契約制度の更なる改善等に向け、様々な活動を展開する必要がある。

そのためにも、国、都道府県、市町村の発注部局や建設業担当部局等との間で、対等な立場に立ち、地域の将来や地域建設業の現状・あり方等について隅々まで意見交換を行い、民間発注者を含め、地域建設業に対するきちんとした理解・評価を得ることが重要である。

こうした行政に対する積極的な働きかけ等を通じて、業界にとって必要かつ有効な施策の展開、協力を引き出し、結果として、優れた行政施策等についての横展開、好事例の広がりも期待できる。<sup>33</sup>

また、都道府県建設業協会及び会員企業は、様々な形で国や地方公共団体の施策に対する協力・支援を行っており、そうした日頃の協会活動が評価されるよう働き掛けを行う必要がある。

<sup>33 【</sup>事例】建設業支援のための組織改編:熊本市(2016年4月)

<sup>➤</sup>公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正を受けて、地場建設産業の育成・振興を図るため、組織改編 し担当部署(総務局契約政策課)を設置。これにより、他のあらゆる産業を支える基幹産業の役割の継続確 保を目指す。

<sup>【</sup>事例】建設産業担い手確保育成センターの設置:秋田県(2017年9月)

<sup>➤</sup>県内建設産業の担い手の確保・育成を推進するため、県建設部建設政策課に「秋田県建設産業担い手確保育成センター」を設置。建設産業団体や教育・訓練機関と連携し、若者・女性とのマッチング等、担い手不足に対応。

一方、若手入職者の確保や人材の育成といった共通課題に対しては、業界のイメージアップ、魅力ある地域建設業の見える化を進めるとともに、個々の企業のリクルート力、人材確保・育成力を結集し、組織を挙げて人材確保・育成に向けた取組を強力に推進していく必要がある。

具体的取組として、

- 災害時の活躍や、社会貢献活動展開の様子などを積極的に広報することで、地域建設業のイメージアップを図る
- そのための災害時広報班の編成等による情報提供体制の強化や、斬新なテレビ CM、SNS 動画配信など、有効な手法の活用
- ICT 建機での施工、3 次元データ処理等に関する研修機会の提供
- 地元地域における会員企業の認知度向上のための活動展開

などが挙げられる。

そのほか、安全教育機会の提供等、現場の安全確保に向けた取組や、業界イメージを損な う不祥事案発生防止のコンプライアンス意識徹底のための活動、事業承継等の税制・金融措 置等の拡充のための活動、さらには、地域の経済界、教育機関等の多様な主体との連携強化 により、地域建設業としての発信力・実行力を強固にすることも、必要な取組となっている。

# ② 災害時業界対応の司令塔

災害時の対応に関しては、地域防災全体の指揮者たる行政側と業界側が、日頃から地域の 守り手である地域建設業の位置付けについて、緊密な意思疎通を行っていくことが重要であ る。

例えば、都道府県建設業協会が指定公共機関として防災上の正式な位置付けを得ることで、 地域建設業の防災政策上の役割、地域の強靱化に必要な事業の提示等について、地域防災計 画の立案段階からの意見提出機会を確保することも有効な取組といえる。また、そうした積 極的関与・参画を通じて、より効果的・実効的な防災態勢がとれる計画とすることが重要で ある。

災害対応に関する具体的な活動・役割としては、

- 災害・防疫協定締結など、全体のとりまとめと個々の会員企業の迅速・円滑な活動への 支援
- 自然災害・疫病発生時には、関係公共機関との連絡調整により、各支部や協会会員企業 の災害・防疫活動情報の収集と発信、各支部間の調整と応援
- 迅速かつ広範な面的情報収集(パトロール・点検)と当該情報の行政との共有化
- 会員企業の位置情報や災害対応力の定期的把握を通じた災害対応空白危険度の把握・見 える化

などがある。こうした協会・支部の活動を通じて、地域の生活を守るための取組をこれから も一層強化していく必要がある。 なお、地域防災力の維持・向上のためにも、地域防災力の現状、課題を踏まえた、行政、警察、消防等と地域建設業との地域防災力に関する議論(地域防災力の維持のために必要な地域建設企業に対する発注のあり方に関する議論を含む)の場の設置について、積極的に提言・働きかけを行っていくとともに、そうした会議体への参画等を通じて、防災力強化に向けた提言・調整を行っていく必要がある(具体例:地域の防災力強化・強靱化に向けて必要な事業の提示、地域建設企業が地域防災力維持の観点からも地域の守り手として必要であることの明示、指定公共機関としての活動を円滑に行うためのツールとしての緊急車両の位置付け、市町村のBCP体制・指揮命令系統の確認・改善、災害復旧における迅速な対応を可能とする契約方式のあり方等)。

さらに、災害現場で働く下請け企業の従業員を含め、出動した企業の責任を問えない二次 災害発生等の万が一の場合でも、しっかりした補償が受けられる災害協定等の整備について、 行政と調整の上、万全を期しておくことが必要である。

# ③ 他の建設関係団体、経済団体との連携・協力

建設業界に関係する団体は、元請建設業団体だけではなく、川上から川下までの建設生産システム全体の中でそれぞれ得意分野を持ち、様々な活動を展開している。

こうした建設関連産業界、建設関連団体の得意分野を、会員企業がより利用しやすくするためにも、全建ともタイアップしながら、それぞれとの関係強化を図っていく必要がある。

※建設関連産業界:調査・設計・測量、施工監理、施設管理、建設機械リース業界等

※建設関連団体:前払金保証事業会社、建設業福祉共済団、勤労者退職金共済機構、建設 業労働災害防止協会、建設業振興基金、日本建設業連合会、全国建設産 業団体連合会、建設産業専門団体連合会、全国建設業協同組合連合会、 教育訓練機関等

さらに、地域建設業界は、地域の有力経済団体でもあることから、様々な業界要望実現の ため、日常から商工会議所など他の産業・経済団体とも連携強化を図りながら、運動展開す ることも重要である。

#### ④ 発注者の理解と信頼の確保

発注者との関係においては、個々の企業ではできない信頼関係の構築、個々の企業では届けられない声を、様々な場を通じて、公共発注者だけでなく、民間発注者の業界団体等にも届ける役割がある。

地域防災をはじめ不断の各種協会活動を通して、事業推進の良きパートナーとしての関係 構築に努め、その上で、例えば、予定価格の事前公表によるくじ引きでの落札者決定など真 剣に積算に取り組む意欲を削ぐような制度の見直し、生産性向上に必要な新工法等について の発注者側の適正積算への理解促進、真に技術と経営に優れた建設企業が勝ち残れる発注制 度になっているか、地域に必要な企業が安定経営を維持できる事業量・発注金額になってい るか、工事施工をより円滑に行うための受発注者間の相互評価のあり方など、発注制度の改 善や地域の守り手としての地域建設業不在の現状、不在化した場合の問題の見える化、あるいは、いわゆる限界工事量等について、積極的な課題提起、提言、主張の展開をしていくことが期待されている。

# ⑤ 地域建設業の果たしている役割に対する理解者・応援団の確保・拡大、教育界との 繋がり・パイプの確保

都道府県建設業協会には、地域建設業に対する理解を、広く一般市民にまで浸透させる取組が期待されている。

地域建設業の魅力とともに、果たしている役割とその成果・実態など、地域建設業の姿について、ひたすら積極的に広報するとともに、政界を含めた良き理解者・応援団を確保・拡大するためにも、様々な機会を捉えた発言等に努めることが重要である。

その手段として、一般地方紙等のマスコミへのアプローチ強化、SNS の活用、リアルタイム現場情報の発信、教育現場でのデモンストレーション、様々な会議での積極的意見表明などが挙げられるが、どうしたら効果的に発信できるか、どのような情報を発信すべきか、という基本的部分を整理するとともに、協会そのものだけでなく、会員企業の広報マインドの醸成にも取り組むことが重要である。

加えて、教育界との繋がりの重要性の認識が高まっており、教育機関との連携を深めることを通じて、建設系学科の設置・存続要望を含めた人材確保の取組のほか、技術開発の促進効果等も期待される。<sup>34</sup>

# (2)全国建設業協会の役割

# ① 各都道府県建設業協会の活動を全国レベルに引上げ、強力に推進するためのエンジン

全建の特徴・強みは、各都道府県建設業協会の集合体として全国をカバーし、全国津々浦々に約 19,000 社の元請企業ネットワークを張っている唯一無二の団体であるということであり、設立 70 年の歴史を持ち、前身を含めると約 100 年間、活動を展開してきた組織である。

全建は、各都道府県建設業協会と一体となり、各発注機関、建設業担当部局をはじめ、関係方面の理解を得つつ、地域建設業が引き続き誇りを持って活躍できる環境(技術と経営に優れた企業が継続的に事業経営できる環境)を整備する責任ある立場にある。

その責務を果たすため、全建は、政府、政界、経済界、マスコミ、学会等とのパイプを更に太く強いものとすることで、発言力・発信力を強固にし、各都道府県建設業協会だけでは 取組が難しい地域建設業に対する重要テーマについて提言、広域的支援を継続的に行っていかねばならない。

また、特に経営基盤の弱い地域建設企業に常に寄り添いつつ、地域間の格差、企業間の格差等の状況や、発注機関の入札契約状況、地域建設業における働き方改革や生産性向上の取

<sup>34 【</sup>事例】教育機関との研究開発等に関する協定締結:東北建設業協会連合会(2017年9月)

<sup>▶</sup>東北大学大学院工学研究科インフラ・マネジメント研究センターと東北建設業協会連合会は、社会資本の維持管理等に関する情報・技術について、相互に連携・協力し、研究開発の推進を図り、人材育成、防災機能の向上、地域社会の持続的発展に寄与することを目的として、連携・協力協定を締結。

組状況等、地域建設業を取り巻く全国的な状況を詳細に把握し、データに基づく効果的かつ 説得力のある活動展開に努めていく必要がある。

さらに、地域建設業が大きな市場としている地方公共団体での制度改善については、都道 府県建設業協会と連携した要請活動を展開することで、全国的な制度の底上げに貢献してい くことが重要である。

加えて、建設業を取り巻く国土交通省所管法令はもとより、独禁法、会計法、労働基準法 等の同省所管外の法制度等についても、研究・知見を深め、関係各方面に対し積極的に全建 の主張を展開していくことが求められる。

# ② 地域建設業の魅力ある姿や社会資本整備の必要性に関する積極広報

建設業界に対して、未だ従来からの 3K イメージ(きつい、汚い、危険)や、「無駄な公共事業」といった誤解等に基づくイメージが強く残っていることから、新 3K (給料が良く、休暇が取れ、希望が持てる)のイメージの定着や、社会資本整備の必要性、ストック効果等について、今日的な情報媒体含め、様々な形での効果的な広報展開を図り、地域建設業に対する良き理解者を増やしていくことが極めて重要である。

また、70 周年を契機に、全建及び都道府県建設業協会のこれまでの成果や将来展望についての広報に取り組むとともに、地域を支える建設業・協会活動の実績をさらに分かりやすく提示していくこととする。

なお、全建活動の広報については、地域の違いをきちんと踏まえた情報発信、さらに地域の違いを乗り越えて地域建設業全体の利益につなげる調整力と発信力が必要となることから、これまで以上に情報収集力を高め、客観的データに基づく説得力ある広報に努めていく。

同時に、地域における各種優良事例について、各都道府県建設業協会、会員企業に対し情報提供を行うなど、都道府県建設業協会の活動の支援強化に努めていくことが求められる。

# ③ 災害対策基本法に基づく指定公共機関としての災害時の役割を担う責任

全建は、指定公共機関として位置付けられている機関として、災害対応への日頃からの備えが必要であり、関係機関との実践的訓練の積み重ね及び地域建設業界の災害活動に関する迅速な情報発信を可能とする情報集約手順を確立しておく必要がある。

また、災害対応で活躍する地域建設業の各種防災制度上の位置付けの向上等、災害対応に 関する法律制度を含む各種制度的課題に対して積極的に取り組んでいくこととする。

なお、都道府県建設業協会だけでは対応が難しい広域的な連携調整が必要な場面において、 特に積極的にその役割を果たしていくことが必要になる。

# ④ 建設関係団体、関連業界との更なる関係強化とタイアップで建設産業界の発展に

全建が持つ様々な建設関係団体の本部等とのパイプを活かし、それぞれの強みを引き出すことで、都道府県建設業協会、会員企業が活動しやすい環境整備に取り組んでいくことが極めて重要である。

その際、地域建設業に向けた建設関係団体の施策が、より効果を発揮するよう、そのまとめ役の一人として活動する気概を持ち、取組を展開することが求められる。

そのためにも、日頃から建設関係団体と緊密な関係構築に努めるとともに、最新情報の共有等に努めることとする。

さらに、建設業界の発展に役立つよう、建設関係業界を越えて他の全国的経済団体と協働 するような施策展開にも、積極的に取り組んでいくことが重要である。 地域建設業は、時に厳しい現場環境の中で、額に汗して仲間とともに働き、苦労の中で完成の喜びを分かち合える建設の仕事に、誇りを持って当たっている。こうした喜び、誇りを若い後継者や広く国民の皆様にも伝えつつ、各地域で欠くべからざる産業として、個々の企業の努力と業界関係者全体の努力の結集で、今後相当期間続くこの大転換期を生き抜き、自ら未来を切り拓いていかなくてはならない。

その際の前提として、公共・民間発注者の皆様に、地域建設業の立場や様々な取組について ご理解いただき、ご支援・ご協力いただけることが必要となるが、そうした公共・民間発注者 の皆様のご理解をいただくためにも、まず業界自らが最大限の努力を尽くすことが必要である。

全建及び各都道府県建設業協会は、個々の企業と業界関係者の力を結集し、総合化する役割を担う立場にあり、70周年の節目を迎えた全建及び各都道府県建設業協会は、今回まとめた将来展望を踏まえ、与えられた使命を今後も全力で果たしていく覚悟である。

この将来展望が、地域建設業に直接携わっておられる方々にとり、また、特に経営基盤が弱い地域建設業の皆様にとり、自らの将来を考え、明るい未来を切り拓く上での羅針盤になり、また、大切なお客様はじめ地域建設業と関係を持っておられる方々には、地域建設業がその将来をどう生きようとしているかをご理解いただけるものとなれば幸いである。

なお、今回まとめた将来展望は、大転換期にある今、想定できる事象を踏まえて、とりまとめたものである。

将来、人口減少社会が継続するという意味での大転換期が相当長期に亘って続くことは確実と言えようが、第4次産業革命期については、進展が想定以上に早い可能性もあり、いずれは第5次産業革命期といえる時代も到来することになる。

そうした観点から、急激に変化することも想定される時代の進展状況に応じて、今回策定した将来展望は、その時々の地域建設業に携わる皆様にとり、より明るい未来が築けるよう、不断の見直しを行っていくことが肝要である。